

# 学校いじめ防止基本方針

大東市立北条小学校

## 【1】いじめ問題への対応方針

### (ア)いじめ防止に対する基本的な考え方

国のいじめ防止対策推進法には、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とある。

いじめは、いじめを受けた児童の学習権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命さえも脅かすものである。

北条小学校教職員は、「いじめは重大な人権侵害事象であり、決して許されない。」というゆるぎない信念のもと、全ての教職員が、「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる。」という認識で危機感を持って日頃の対応を心がける。また、いじめの対応は一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が組織的に取り組むものという考えから、学校の教育活動全体を通じいじめ防止に取り組むものとする。

### (イ)いじめ防止等対策のための組織

#### ① 名称および構成員

- A**いじめ対策会議（ケース会議）：学校長・教頭・人権教育主担・いじめ対応担当・養護教諭  
生活指導担当・支援C0・通級指導教室担当者・当該学年教員・SSW・SC
- B**総合研究部：学力向上担当者・各学年1～2名・人権教育主担
- C**児童活動企画部：生活指導担当・各学年1～2名
- D**保健体育企画部：保健主事・各学年1～2名・養護教諭
- E**支援教育担当者会：支援C0・支援学級担任・通級指導教室担当者

#### ②役割

- ・いじめ基本方針の策定、進捗状況の確認、見直し A
- ・いじめの未然防止のための取り組み B・C・D・E
- ・いじめの対応（当該児童・保護者への対応） A
- ・いじめの再発防止の取り組み A・B
- ・いじめに係る校内研修会の企画、運営 A

### (ウ)年間計画

	1・2年生	3・4年生	5・6年生	学校全体
1学期	相談窓口周知 家庭訪問 生活実態調査の実施	相談窓口周知 家庭訪問 生活実態調査の実施	相談窓口周知 家庭訪問 生活実態調査の実施	第1回いじめ対策会議 ・方針、計画の確認 校内研修

	いじめアンケート 期末懇談	いじめアンケート 期末懇談	いじめアンケート 期末懇談 非行防止教室	第1回市いじめ対応担当教員 連絡会参加
夏季休業	家庭との連絡	家庭との連絡	家庭との連絡	夏季研修会 (人権教育、集団づくり) 第2回いじめ対策会議 進捗状況確認・実態調査結果
2学期	いじめアンケート 期末懇談	いじめアンケート 期末懇談	いじめアンケート 期末懇談	第2回市いじめ対応担当教員 連絡会参加
3学期	学校教育診断 いのちの学習 いじめアンケート	学校教育診断 いのちの学習 いじめアンケート	学校教育診断 いのちの学習 いじめアンケート	第3回市いじめ対応担当教員 連絡会参加 第3回いじめ対策会議・総括

## 【2】 いじめの防止等の取り組み

### (ア)未然防止の取り組み

いじめは、加害と被害の立場が入れかわったり、傍観者や観衆としての存在になりえたり等の側面がある。そのことから、より根本的ないじめ問題克服のために未然防止として以下の6つのことに学校を挙げて取り組む。

#### ① 自尊感情の育成

人権総合学習や道徳の時間において、自分も他者も大切にできる自尊感情の育成を視野に入れた年間カリキュラムをたてる。

#### ② 集団づくり

あらゆる教育活動に信頼できる友人関係をつなぐという視点を入れて取り組む。児童活動企画部で、年間計画を出し、年度末総括をする。

#### ③ 安心・安全の学校づくり

ルールがない集団の中でつらい思いをするのは弱い立場におかれがちな子であると考え、規律正しい態度で授業や行事に参加できるよう基本的なルールはどの教職員も同じ態度で指導できるようにする。

#### ④ 授業づくり

学校として教科の研究を深め、「学び合う授業づくり」を推進し児童が主体的に学ぶ授業を作る。活躍させたい「あの子」が生きる授業の組み立てを常に意識する。

#### ⑤ 環境整備

使っていない教室の施錠を徹底すること。児童がカギを持たないようにする。教室内の環境整備や廊下にもものを置かないなど環境整備に努める。児童の作品等を大切に作る。

### (イ)早期発見の取り組み

いじめの早期発見のためには、教職員が児童の些細な変化にもアンテナを高くして気づくこと

が大切である。いじめは、大人が気づきにくい場所や時間で行われたりすることも多い。小さな兆候であっても、いじめではないか?との認識を持ち、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的な対応を心がける。

- ① いじめに関するアンケート、またいじめの問題を盛り込んだ生活実態調査、学校教育診断など、児童の声を聞く取り組みを学期に1回実施する。(年間計画参照)
- ② いじめに関する相談窓口を児童・保護者に周知する。(年間計画参照)
- ③ 春の家庭訪問、学期末懇談会、ふだんの家庭訪問や電話などで、保護者や児童の話を聞く機会を多く設ける。(年間計画参照)
- ④ いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案の対応について教職員が共通理解を図るとともに、子ども理解・生徒指導・授業改善等についての研修会を実施する。(年間計画参照)
- ⑤ 学年会・職員会議等で児童の様子を交流する。
- ⑥ ふりかえりジャーナル・班ノート等で、児童の声をキャッチする。

#### (ウ)いじめ事案への対応

いじめがあると確認された場合、ただちにいじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて関係諸機関との連携をとる。

- ① 報告：一人で抱え込まない。学年・管理職へささいなことでも報告する習慣をつける。
- ② 相談：事案の対応には、チームであたる。情報を整理し指導の方針を立て役割分担をして動く。その結果をもとに次の動きを相談する。
- ③ 連携：事案の解決にあたり教育委員会との連携のもと、スクールカウンセラーなど外部人材を積極的に活用して、早期解決を図る。

#### (エ)重大事案への対応

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童及びその保護者に適切に説明する。

- ① 生命、心身又は財産に対する重大な被害としては具体的に以下の事象を想定する
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
  - ・年間30日を目安に、一定期間連続して欠席しているような場合
- ③ 重大事態の疑いがあるかどうかを判断する際には、大阪府教育委員会作成の「問題行動への対応チャート」を参照すること。

<学校が調査主体の場合>

- ① 市教育委員会に重大事態の発生を報告し、協議の上、調査組織を設置する。
- ② 調査組織は、詳細な事実関係を把握し、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導やいじめられた児童の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
- ③ いじめられた児童及びその保護者からの聞き取り
  - ・いじめられた児童又はその保護者からの聞き取りが可能な場合  
いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。
  - ・いじめられた児童及びその保護者からの聞き取りが不可能な場合  
児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ④ いじめられた児童及びその保護者に対しての情報提供  
調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報に十分に配慮する。
- ⑤ 調査結果の市教育委員会への報告  
学校は、調査の経過を市教育委員会に適宜報告するとともに、調査結果を市教育委員会に速やかに報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることとする。

### 【3】 いじめの解消について

いじめについては、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも以下の2つの要件をみたしていることを目安とする。

- ① いじめに係る行為が止んで、少なくとも3か月を経過していること。
- ② 被害児童の心身の苦痛が解消していること。

学校は、被害児童の安全・安心の確保に全力を注ぎ、被害児童及びその保護者との面談を重ねる中で、心身の苦痛の解消を確認するものとする。

### 【4】 方針等の見直し

いじめ対策会議において、本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。

(令和6年4月 改訂)

(令和7年4月 改訂)